

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年12月28日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年12月13日に提出いたしました臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出しました。しかしながら、当該事象の場合は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書の提出も必要であり、2021年12月13日に提出いたしました臨時報告書に当該事項の記載がないため、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

2014年7月18日

(2) 当該訴訟を提起したものの名称、住所及び代表者の氏名

訴状に基づき下記の通りです。

名称 : Chip-Tech, Ltd. (チップ - テック , エルティイーディー)

住所 : 6 Dubon Court, Farmingdale, New York, 11735, the United States of America
(アメリカ合衆国ニューヨーク州、ファーマングデール、デュボン・コート6)

代表者の氏名 : 訴状に明示されていませんでした。

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

クラスアクション手続きにより、当社を含む複数の被告会社に対して、連帯して、被告会社らの米国シャーマン法第1条違反により原告を含むクラス構成員が被った損害を、クレイトン法第4条に基づく3倍賠償を適用して賠償し、通知・訴訟費用、弁護士費用を支払い、その他裁判所が適当と考える正当な救済の履行を求めるもの。

損害賠償請求額は、訴状に明示されていませんでした。

(4) 当該訴訟の解決に係る事項

訴訟の解決があった年月日

2021年12月2日

訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

当社は、訴訟の長期化による影響等諸般の事情を総合的に勘案し、2021年12月2日に直接購入者原告団との間で和解することを決定いたしました。

本和解に基づき、当社は、直接購入者原告団に対して、和解金として500万米ドル(約570百万円)を支払います。なお、本和解は、裁判所の承認手続きを経て、正式に効力を発します。